大和高田市野良猫と人との共生推進事業実施要綱

 （趣旨）

第１条　この要綱は、本市が実施する「野良猫と人との共生推進事業」（以下「本事業」とい

う。）を円滑に推進するために必要な事項を定めるものとする。

 （事業の目的）

第２条　本事業は、地域の野良猫による住民の生活環境の悪化を減少させること、またその

　野良猫がケガや病気、殺処分等になる現状を軽減させることを目的とする。

 （定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによ

る。

（１）　野良猫 人の生活圏に生活する猫のうち、特定の飼い主が存在せず、屋外にて生活す

　る猫をいう。

（２）　指定動物病院 市長と本事業の実施に係る業務委託契約を締結した動物病院をいう。

（３）　ＴＮＲ活動 野良猫に対し、避妊・去勢手術を施すことにより、一代限りの命を全う

　させる活動をいう。なお、ＴＮＲは、Ｔ（Ｔｒａｐ：ﾄﾗｯﾌﾟ/捕獲、保護）、Ｎ（Ｎｅｕｔ

　ｅｒ：ﾆｭｰﾀｰ/避妊・去勢手術、Ｒ（Ｒeｔｕｒｎ：ﾘﾀｰﾝ/元の場所に戻す）を意味する。

（申請者の責務）

第４条　申請者は、生活環境被害を引き起こす野良猫を、地域で協力して捕獲し、指定動物

　病院へ搬送し、元の地域へ戻す等のＴＮＲ活動を実践する。

（指定動物病院の責務）

第５条　指定動物病院は、市から依頼を受けた野良猫を申請者から受けとり、手術を実施す

る。なお手術実施にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第２１条に基づき、診療簿を作成し保

管すること。

（２）　診療簿には手術対象猫が判別できる写真を添付すること。

（３）　メス猫は手術にあたり、開腹手術を実施した跡がないか十分に確認し、開腹手術を

実施した跡がある場合は、手術を実施しないこと。

（４）　手術により発生した廃棄物は適切に廃棄すること。

（市長の責務）

第６条　市長は、野良猫を原因とする生活環境被害の解決のため、本事業を実施しようとす

　る住民等に対し本事業を説明し、実施に向けての支援を行う。

２ 市長は、本事業の実施にあたっては、申請者及び指定動物病院と連携するものとする。

（本事業の対象となる地域等）

第７条　本事業の対象となる地域は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する大和高田市

　内の地域とする。

（１）　野良猫により生活環境が損なわれていること。

（２）　ＴＮＲ活動の取組を行う地域の住民が協力し、かつ、周辺住民に対し、取組の内容

等が周知されていること。

（３）　手術が行われた野良猫について、地域で責任を持って適正に飼養できること。

（本事業実施の申請等）

第８条　本事業の実施を計画した者（以下、「申請者」という。）は、本事業の実施につい

て、「野良猫と人との共生推進事業実施申請書」（様式第１号）を市長に提出するものとす

る。

２　前項の規定により申請できる者は、次のいずれかの者とする。

（１）　自治会の代表者 （市内のある一定の区域における地縁に基づいて組織された団体を

含む）

（２）　大和高田市内において野良猫の避妊・去勢手術の活動実績のある団体または個人

３　市長は、第１項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めると

きは、手術を実施する猫の匹数、手術を実施する指定動物病院及び手術実施期間を適正に

定めた上で、「野良猫と人との共生推進事業実施決定通知書」（様式第２号）（以下「通知

書」という。）に「野良猫と人との共生推進事業手術実施依頼書」（様式第３号）（以下「手

術実施依頼書」という。）を添付して、申請者に通知するものとする。

４　前項の規定による手術実施期間は、本事業の実施決定として指定した日から２ヵ月又は

指定した日の属する市の会計年度の末日のいずれか早い日までとする。

５　市長は、通知書を交付した場合は、手術実施の委託契約を締結する指定動物病院にその

旨を連絡するものとする。

６　申請者は、手術を実施する猫の匹数が確定した時、手術実施日までにすみやかに野良猫

１匹につき１，０００円の手術一部協力金を市に納付するものとする

（本事業の解除）

第９条　市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、申請及び実施決定を取り

　消すことができる。

（１）　この要綱に違反したとき。

（２）　虚偽その他不正な行為により事業決定を受けたとき。

（３）　その他市長が不適当と認めたとき。

（活動の報告等）

第１０条　申請者は、通知書に記載された手術実施期間内における手術実施の完了後、活動

成果報告書（様式第４号）（以下「成果報告書」という。）を市長に提出しなければならな

い。

２　申請者は、通知書に記載された手術実施期間内であっても、避妊･去勢手術対象猫数につ

いて不要な数が生じた場合は、速やかに「避妊・去勢手術対象猫数変更報告書」（様式第５

号。以下「変更報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

３　市長は、第２項の規定による変更報告書の提出があったときは、「野良猫と人との共生推

進事業手術実施依頼内容変更通知書」（様式第６号）により、指定動物病院に通知するもの

とする。

（手術の実施）

第１１条 手術の対象となる猫（以下「手術対象猫」という。）は、下記のとおりとする。

（１）　市内に生息する野良猫で、活動者が手術を必要と認める猫のうち、当該手術の実施

が適切と判断されたもの。

（２）　手術の匹数の上限は、市の定める予算の範囲において行うものとし、１回の申請で

５匹までとする。

２ 申請者は、通知書に記載された指定動物病院に、手術実施依頼書を提出するものとす

る。

３　申請者は、当該指定動物病院と協議の上、手術実施日を決定し、手術実施日に手術対象

猫を当該指定動物病院に搬入するものとする。（委託契約先動物病院の契約内容に基づく方

法による）

４　前項の規定による依頼を受けた指定動物病院は、次の各号に掲げる方法で手術を実施す

るものとする。

（１）　麻酔下で、オスは去勢手術を、メスは避妊手術を実施する。

（２）　皮膚の縫合は吸収糸を使用する。

（３）　術後の感染防止のため、抗生物質投与等の措置を行う。

（４）　術後、耳をＶ字にカットし、手術済であることが外観で判別できるようにする。

５　手術対象猫が手術実施済であることが判明した場合は耳をＶ字にカットし、手術済であ

ることが外観で判別できるようにする。

６　通常の手術により発生した野良猫の手術に関する事故については、市及び指定動物病院

ともに責任を負わない。

７　申請者は、指定動物病院から手術対象猫の引き取りを求められたときは、速やかに当該

猫を引き取らなければならない。（委託契約先動物病院の契約内容に基づく方法による）

 （手術費用の負担）

第１２条 手術の費用は、指定動物病院の避妊・去勢手術にかかる費用（化膿止めの処置を含

み、ＴＮＲ活動専用価格を設定している場合はその価格）とし、１匹あたりの上限につい

てはオス１１，０００円、メス１６，５００円（いずれも税込価格）とする。ただし、毎

年度調査を行い適正な価格を定めるものとする。

２　手術対象猫が妊娠していた場合や、潜伏睾丸であった場合等、通常の手術と異なる手技

　を要した場合は避妊・去勢手術費用に含まれるが、上限の範囲を超えないものとする。

（報告）

第１３条　指定動物病院は、手術等を実施した場合は、実施日の翌月１０日までに「野良猫

と人との共生推進事業手術実施報告書」（様式第７号）及び当該手術に係る診療簿の写しを市

長に提出しなければならない。

ただし、指定動物病院が希望する場合は、手術実施依頼書に記載されている実施決定通知番

号ごとに、全ての手術が完了した日の属する月の翌月１０日までに提出することができる。

２ 市長は、必要に応じて指定動物病院が行う手術の処理状況を調査し、報告を求めることが

できる。

（手術費用の請求等）

第１４条 指定動物病院は、手術等を実施した場合は、実施日の翌月の１０日までに請求書を

市長に提出し、手術費用の支払いを請求するものとする。

ただし、前条第１項ただし書きの規定による場合は、実施決定通知番号ごとに、全ての手術

が完了した日の属する月の翌月１０日までに提出することができる。

２ 市長は、前項の規定による請求があったときは、手術費用を指定動物病院に支払うものと

する。

（調査）

第１５条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、申請に関し必要な事項を調査

し、報告を求め、又はえさ場、トイレの設置箇所について現場に立ち会いを求めることがで

きる。

附 則

１ この要綱は、令和４年４月１日から施行する。